主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人植木幹夫、同植木壽子の上告理由第一点について

判決の事実摘示として「証拠関係は本件記録中の証拠関係部分のとおりである」 旨を記載したからといつて、証拠に関する摘示をしたことになるものではないが、 本件においては、記録及び原判決の理由の説示に徴し、前記証拠関係の摘示を欠い たことが判決に影響を及ぼしているとは認められないから、所論は、上告適法の理 由にあたらない。論旨は、採用することができない。

同第二点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の事権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

上告代理人米田宏己の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 環 昌 一

裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯